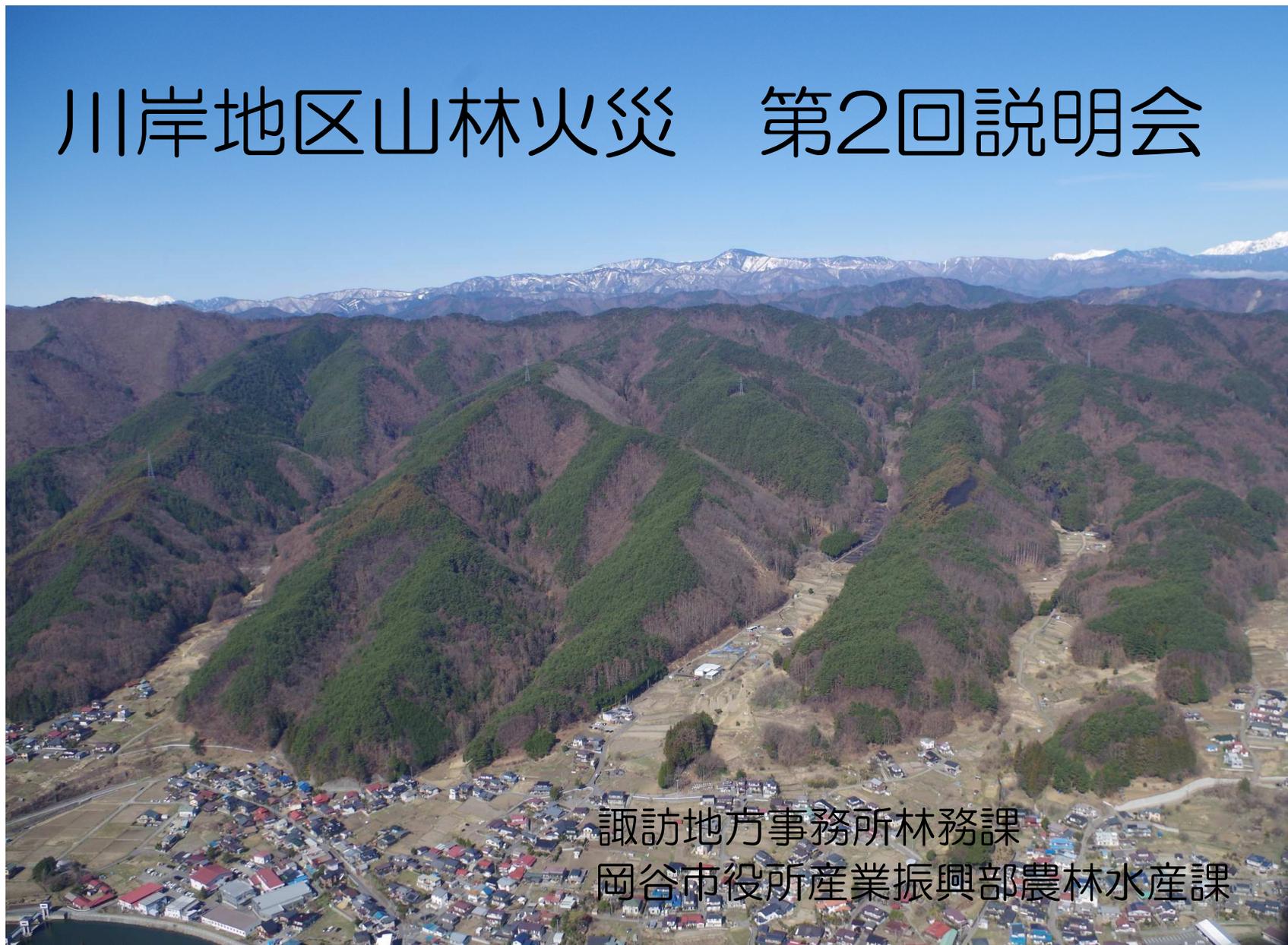


川岸地区山林火災 第2回説明会



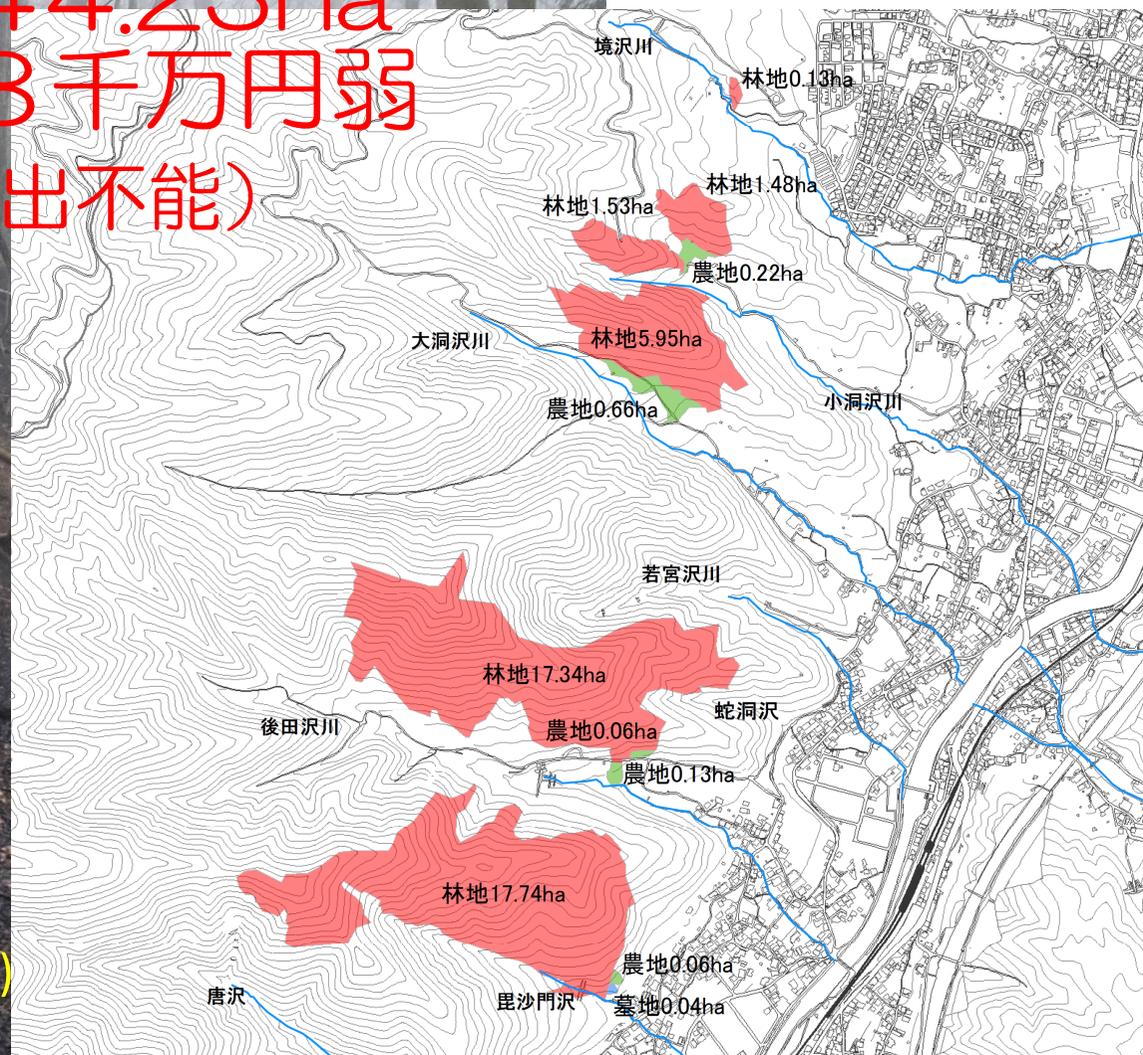
諏訪地方事務所林務課
岡谷市役所産業振興部農林水産課

(1) 被害状況

森林被害面積：44.23ha
立木被害額：8千万円弱
(マツタケ被害額は算出不能)

樹種

- ・アカマツ: 32.57ha(74%)
- ・カラマツ: 6.46ha(15%)
- ・その他(広葉樹、スギ、ヒノキ他): 5.20ha(11%)



(1) 被害状況

1) 林内の被害状況

- 下草および落ち葉、低木はほぼ消失
- 立木は斜面上側が強く燃えている
- 幹の高さでは平均2~3m程度確認
- 場所により樹冠まで消失
- 現在の状況
 - つちくらの発生なし。
 - 場所によりコナラ群生あり。



(1) 被害状況

2) 土砂災害の危険性

斜面崩壊の危険性

- 松の根はすぐに枯れる事はない
- 危険な岩盤、浮き石のある箇所は見当たらない
- 低木の広葉樹が発芽する可能性がある

砂防堰堤の効果

- 砂防指定地の堰堤において、流出推定量は受けられる容量がある
- 砂防堰堤の損傷は緊急性を要しない程度

**∴土砂災害の緊急性は少ない
ただし、大雨の際は警戒を**



(2) これまでの経過



- 3/31 4/1 地方事務所林務課、
岡谷市農林水産課 職員による調査
- 4/2 4/3 岡谷市職員18名6班体制で概略調査
- 4/6 長野県林業センター、
諏訪地方事務所林務課、
諏訪広域消防
岡谷市農林水産課、有識者28名6班
によるGPS測量及び林内状況調査
- 4/21 新倉公会所にて第1回説明会開催
- 5/7 県議会議員現場視察
- 6/11 県林務部県産材推進利用室及び征矢
野建材による材利用にかかる現場調
査
- 6/12 県林務部と林道、作業道開設にかか
る現場調査

(3) 被害森林の復旧支援事業について

1) 保安林（治山事業等）による森林管理

諏訪地方事務所林務課

保安林（治山事業）による森林管理の概要

- 1 保安林に指定する必要があります。
- 2 用地買収はしません。
 - ・・・壊れた山や森林を、公益のために復旧する事業です。
- 3 地上物の所有権は、すべて森林所有者に帰属します。
 - ・・・立木の1本1本、復旧された土地のいずれも所有権は現在のままです。

保安林とは

水土保全などの機能が失われないように、
適切に管理するための制度

森林の機能を向上させる行為に規制はかからない。

災害が起きやすくなる原因を排除するための制度。

※保安林の指定解除は難しい

保安林の種類

- ・水源かん養保安林
- ・土砂流出防備保安林
- ・土砂崩落防備保安林

その他、長野県内には、防風、水害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止、保健、風致などの保安林がある。

保安林になると . . . (何が変わる?)

- 伐採の制限 (⇒指定施業要件) がかかる。①
- 伐採、地形の変更等が許可制になる。②
- 所有権は変わらない。
- 登記簿上の地目が「山林」等から「保安林」になる。
(現況が森林ならば地目変更を経ずに「畑」からでも「保安林」にできます。)
- 公的な管理 (治山事業等) が入ることもある。

保安林になると・・・ (木を伐るときは？)

- 伐期に達したもの → 「許可申請」が必要
指定施業要件に基づくルールがあります
- 間伐するとき → 「間伐届」を出してください
- 除伐するとき → 許可も届けもいりません
- 倒木・枯死木の伐採 → 許可も届けもいりません
- 作業道や歩道など施業に必要なものを設置するときの伐採 → 「届け」を出してください

保安林になると . . .
(林の手入れをするときは?)

- 下刈、つる切り、枝打ち、地拵え
→許可も届けもいりません
- 倒木・枯れ木の片付け
→許可も届けもいりません
- 下草、落葉・落枝の採取 (自家用)
→「届け」を出してください

①伐採の制限とは

保安林の機能を保つため、最低限守らなければならない施業のきまり（指定施業要件）を定めます

伐採（主伐）方法

- 「禁伐」「択伐」「伐採種を定めない（皆伐）」の3種類

標準伐期齢

- これに満たない場合は主伐はできない（間伐は可）
- スギ・カラマツ・アカマツ40年、ヒノキ45年、ナラ20年など

「伐採種を定めない」場合

- 保安林ごとに決められている面積の上限内で伐採できます
- 樹種ごとに定められている標準伐期齢に満たない場合は伐採できません
- 間伐することもできます（材積率で35%）

（参考）地域ごとに、1年間に伐採できる面積が決まっています（年4回公表されます）

②地形の変更等が許可制になる

許可される行為は？

- 幅1 m未満の線的なもの（柵、水路など）
- 面積0.05ha未満で切土・盛土の高さが1.5m未満の点的なもの（標識、石碑、四阿など）
- 一時的なもの（期間が2年以内）で、行為終了後には確実に森林に復旧されるもの（面積は0.2ha未満）→廃棄物置き場は対象外
- 森林の施業・管理に必要な施設（作業道など）

②地形の変更等が許可制になる

保安林内でできない行為

=保安林の機能を損なう恐れがある行為

- ・・・土砂の流出や崩壊の原因になること

→開発（宅地・農地等への転用）はでき
なくなります

- ・立木を傷つけ、成育を損ねる行為
- ・下草や落葉を大量に集める行為
- ・地表を“剥ぐ”行為
- ・土石、樹根の採掘（然るべき対策を併用で可）

保安林であることのメリット

(1) 税制上の特例

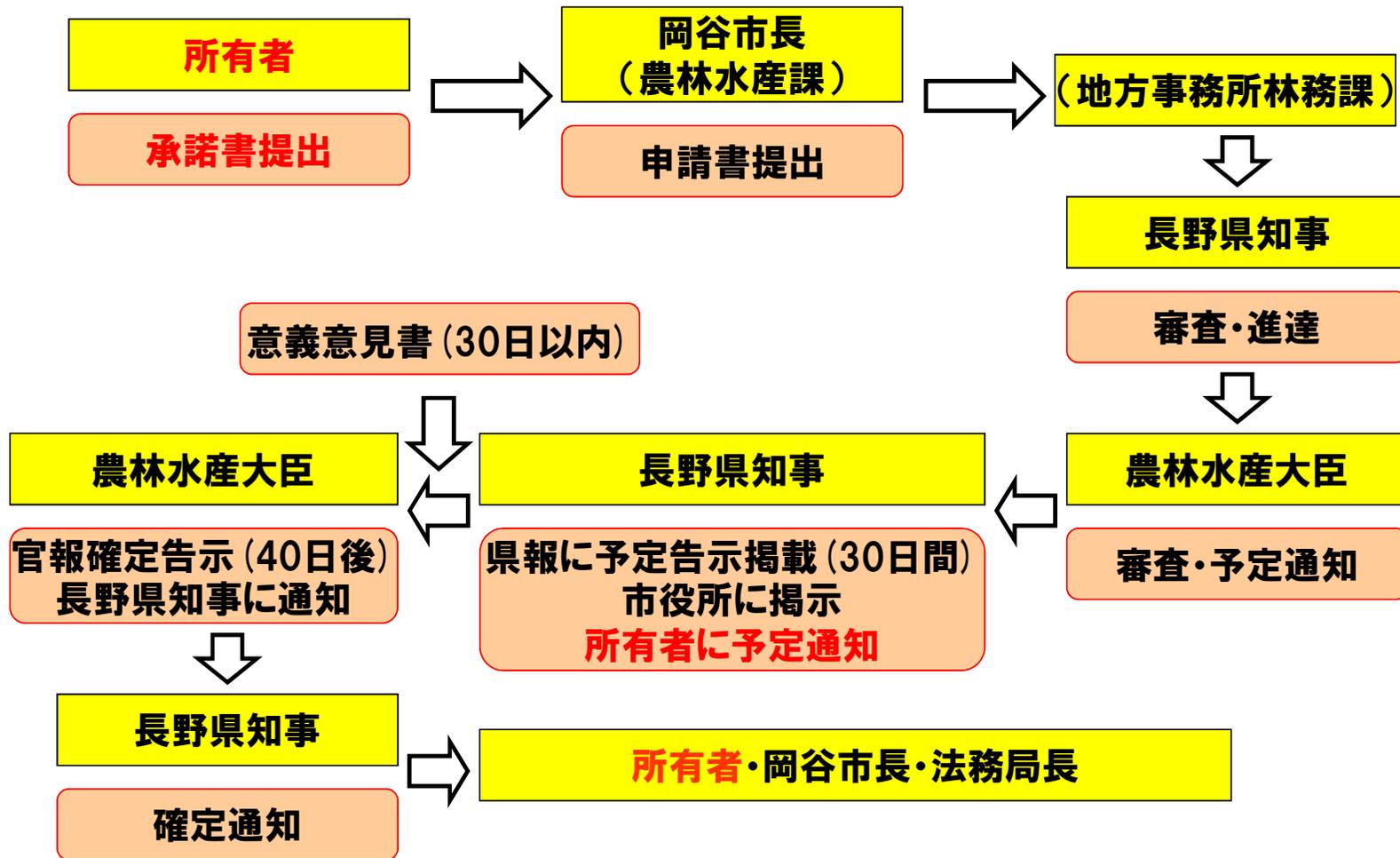
- ・ 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税は課税されない
- ・ 相続税、贈与税は軽減される
- ・ 所得税、法人税は軽減される

(2) 保安林内造林の優遇

- ・ 造林補助金の高率補助

(3) 治山事業の実施が可能になる

手続きの流れ



(3)被害森林の復旧支援事業について

2)造林補助事業の導入について

被害森林の復旧を支援する事業

① 保安林に指定し、治山事業等を導入

→ 県が保安林整備を実施

(所有者負担無し)

② 造林補助事業を導入

→ 森林所有者と林業事業者が連携して

事業を実施し、県及び市町村が支援

(標準的な経費の約70%を補助。森林所有者は実際にかかった経費と補助金との差額を負担)

造林補助事業の概要(その1)

■造林補助事業とは...

森林所有者や森林所有者から委託を受けた林業事業体等が、植栽や下刈・間伐などの施業をした場合に、その事業に要した経費の一部を補助する制度

・事業内容

地拵、人工造林、下刈、除伐、間伐、更新伐 等

上記施業に伴う森林作業道整備、獣害防護柵 等

造林補助事業の概要(その2)

■造林補助金を受けるためには・・・

森林経営計画の作成

(当該森林の5年間の整備計画を面的に作成)



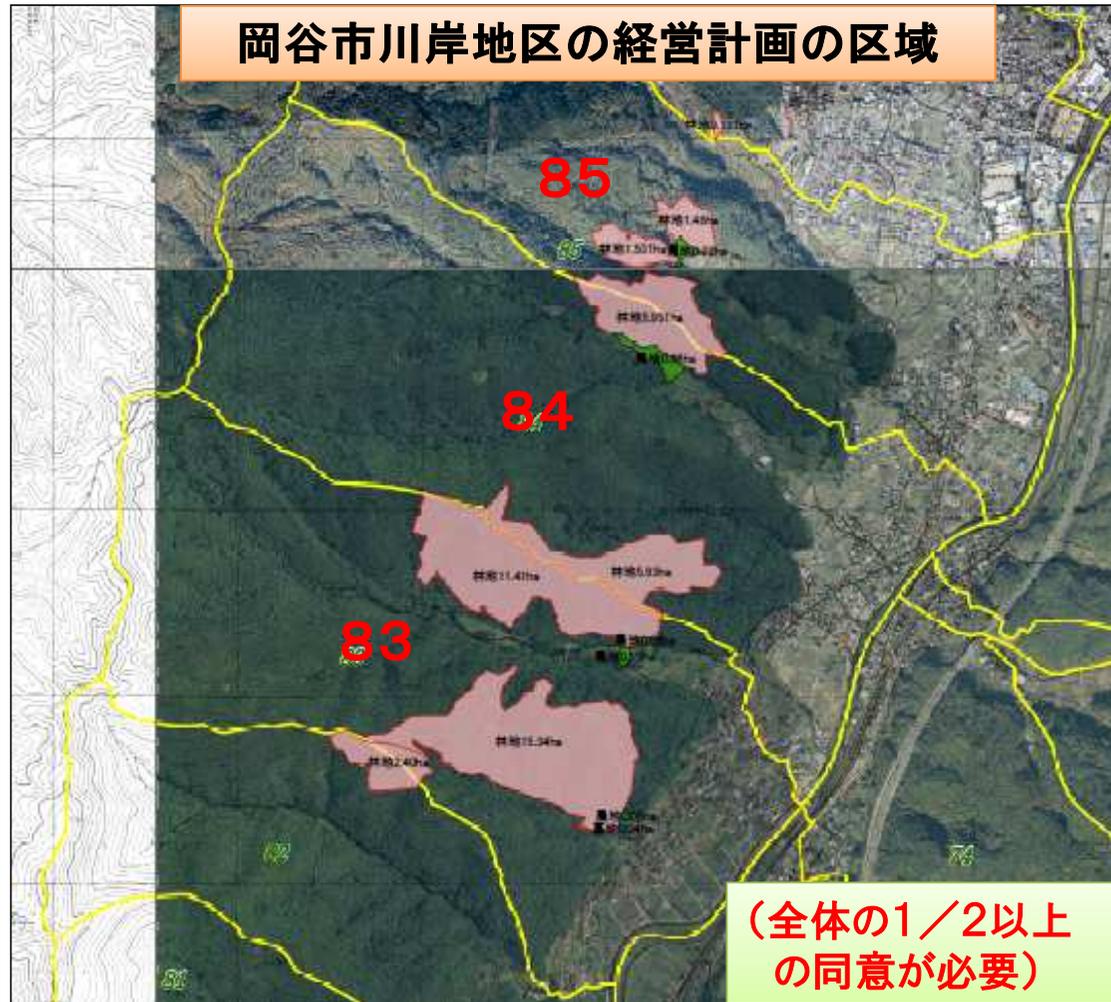
市町村長等から森林経営計画の認定



森林経営計画に基づき整備を
実施した場合に造林補助金で支援

※森林経営計画の作成を条件とし、森林経営
計画の認定前であっても支援は可能。

造林補助事業の概要(その3)



林班	全体面積	1/2面積
85	59ha	30ha
84	120ha	60ha
83	117ha	59ha
合計	296ha	148ha

造林補助事業の概要(その4)

■復旧に向けた補助金額の目安

1) 焼失したアカマツ等を伐採・搬出し、植栽するための準備を行う作業

1ha当たり

事業種類	標準事業費	補助金額	備考
特殊地拵え	2,130,000円	1,500,000円	(1ha当たり250m3搬出した場合)

※補助残には搬出した材の売り上げを充当できる場合もあります。

2) 地拵えをした林地に植栽を行う作業

1ha当たり

事業種類	標準事業費	補助金額	備考
植栽(アカマツ)	200,000円	140,000円	(1ha当たり1000本植栽した場合)
植栽(カラマツ)	219,000円	153,000円	(1ha当たり1000本植栽した場合)
植栽(ヒノキ)	272,000円	190,000円	(1ha当たり1000本植栽した場合)

※ニホンジカ等による被害のある場合は、別途獣害防護等を検討する必要があります。

(3) 被害森林の復旧支援事業について

3) 森林整備協議会について

- 地元区長や林野組合等が主となり、個々の森林所有者と共に今後の森林整備方針を決定し、賛同を得られた森林所有者から同意書を取得

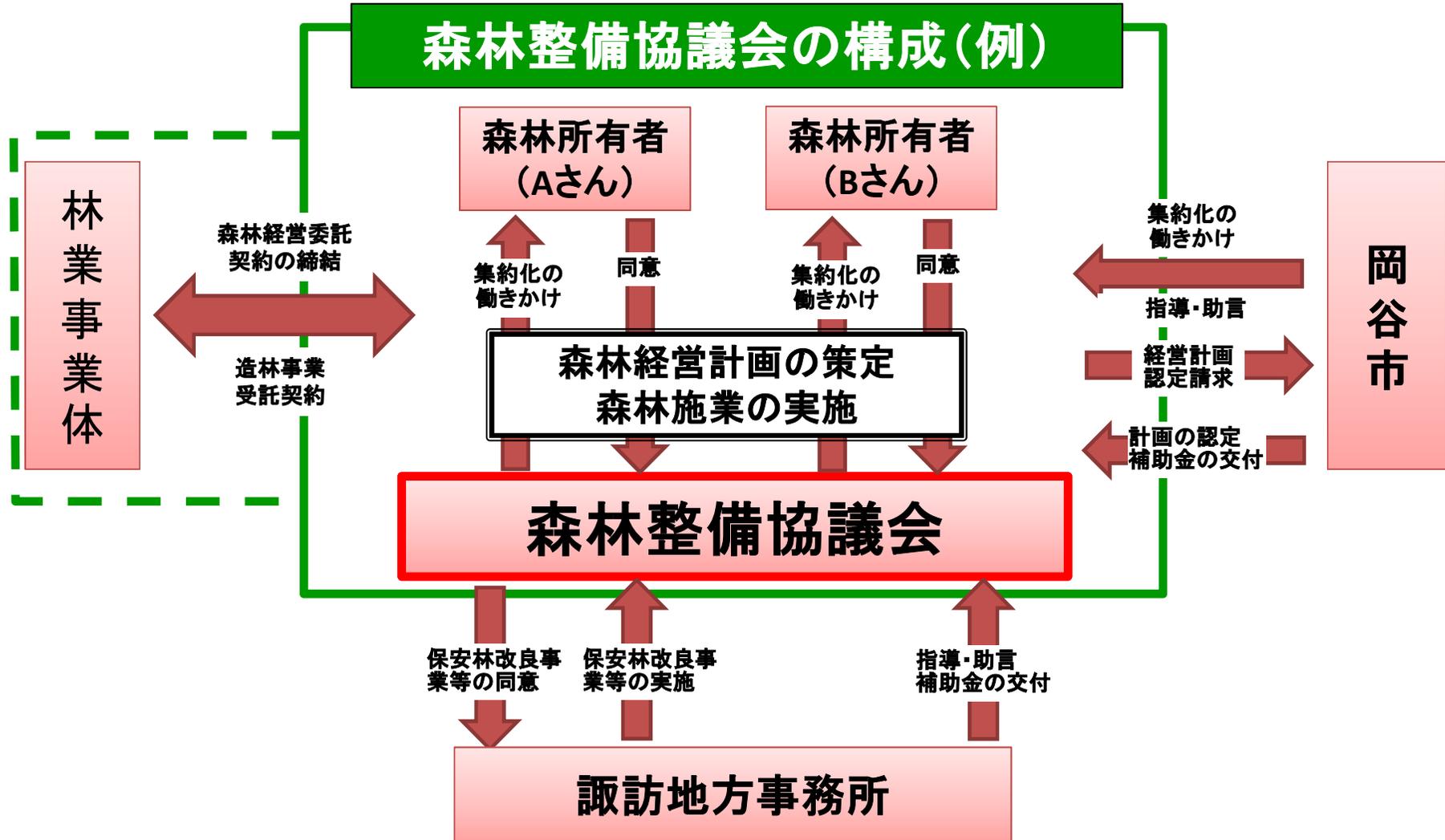
→ **森林整備協議会**を設立

パターン① { 協議会が単独で森林経営計画を作成

- 協議会の構成員に林業事業者が入る
- 協議会の構成員に林業事業者が入らない

パターン② 協議会と林業事業者が共同で森林経営計画を作成

森林整備協議会の構成(例)



【メリット】

- 被災森林以外も含め、補助事業等を円滑に活用することが可能となります。
- 森林経営計画を樹立するための取りまとめ等に要した経費についても補助金等の支援が可能です。

【留意点】

- 不在村森林所有者へも働きかけが必要です。
- 同意を得られなかった森林所有者については、認定後も引き続き働きかけをお願いします。

(4) 森林整備協議会設立に向けて

1) 今後のスケジュール

7月中旬：土場（材置き場）選定

8月中旬：第3回説明会（協議会の設立）

9月：同意の締結

秋ごろからの施業開始を目標

※焼損樹木内にカビが発生するため、早急の伐採が必要となる。

2) 区域の設定について

対象林班：83林班、84林班、85林班

